

に更に解雇せざる様要求したるに對し、勞務課長は、協調機關としては既に懇談會あるが故に他團體の存在を認めず、且つ解雇したる三名は組合組織主謀者なるを以つて復職せしめ難し、尙將來と雖も組合運動を爲す者は斷乎たる處置を執るべしと回答したのである

十、解決状況

かくて其後當局と組合幹部との間に數回の交渉ありたるも、當局の態度強硬なる爲黨連に解雇を承認し、二十四、五兩日最後の折衝をなしたる結果、炭坑側に於て出來得る限り多額の解雇手當を支給することゝなつて解決せり。

報告第一三一號

官業勞働總同盟陸軍勞働組合協議會第三回大會

12
11